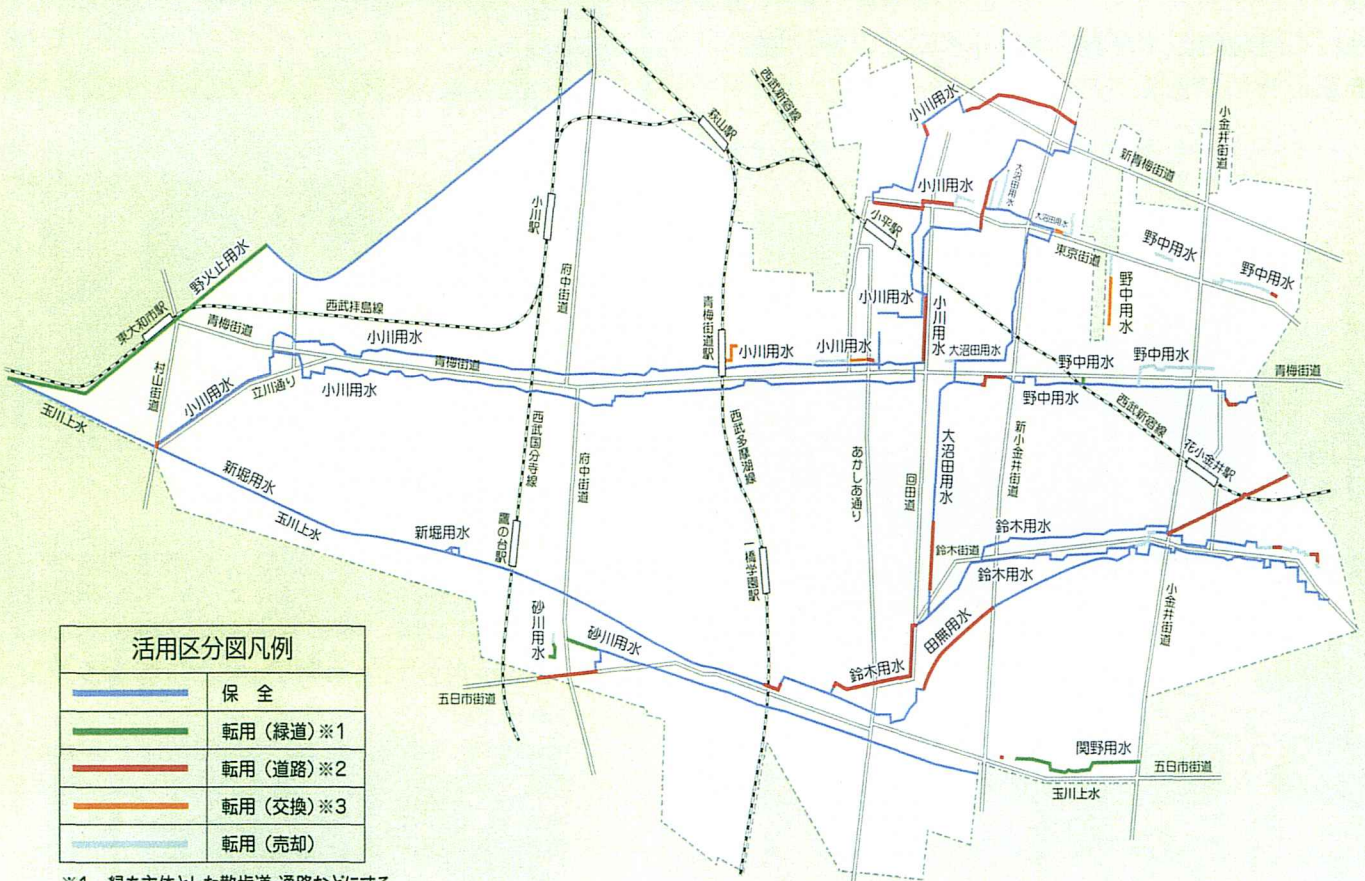


用水路の活用区分

平成 20 年 3 月に、小平市用水路活用検討委員会で活用区分の見直しがおこなわれ、区分を「保全」と「転用」の大きく二つに分類し、さらに「転用」を緑道、道路、交換及び売却の四つに分類することになりました。市では、この区分に基づき、地元の方々と調整しながら用水路の活用を図っていきます



| | |
|--|------------|
| — | 保 全 |
| — | 転用 (緑道) ※1 |
| — | 転用 (道路) ※2 |
| — | 転用 (交換) ※3 |
| — | 転用 (売却) |

※1 緑を主体とした散歩道・通路などにする
 ※2 流水機能を地下に、地上を道路にする
 ※3 道路拡幅等の交換用地にする

平成 20 年 3 月小平市用水路活用検討委員会報告書を基に作成

小平市用水路条例とは

用水路の管理および活用について必要な事項を定め、その利用の適正化および生活環境の保全を図ることを目的としています。

用水路の占用

用水路を次のとおり占用する場合は申請が必要です。

- 1 橋を架ける、通路として使用する
- 2 下水管、水道管やガス管などを埋設する
- 3 電柱を設置する、電線などを引き込む
- 4 その他、条例で定めているもの

小平市ホームページに用水路の活用（次世代に残そう水と緑の用水路）が掲載されています。
<http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

用水路での禁止事項

条例では、用水路で次の行為は禁止事項となっています。

- 1 流れている水をせき止めるまたは外へ引き込む
- 2 水を動力ポンプを使用してくみ上げる
- 3 ごみを捨てる
- 4 生活排水などを流す
- 5 管理のための施設を壊す
- 6 暗きよにする、または縦断占用する
- 7 駐車場、資材置場などとして占用する
- 8 物置、家屋などの建物により占用する
- 9 塀や垣根などにより占用する
- 10 その他、他人に迷惑を及ぼす行為